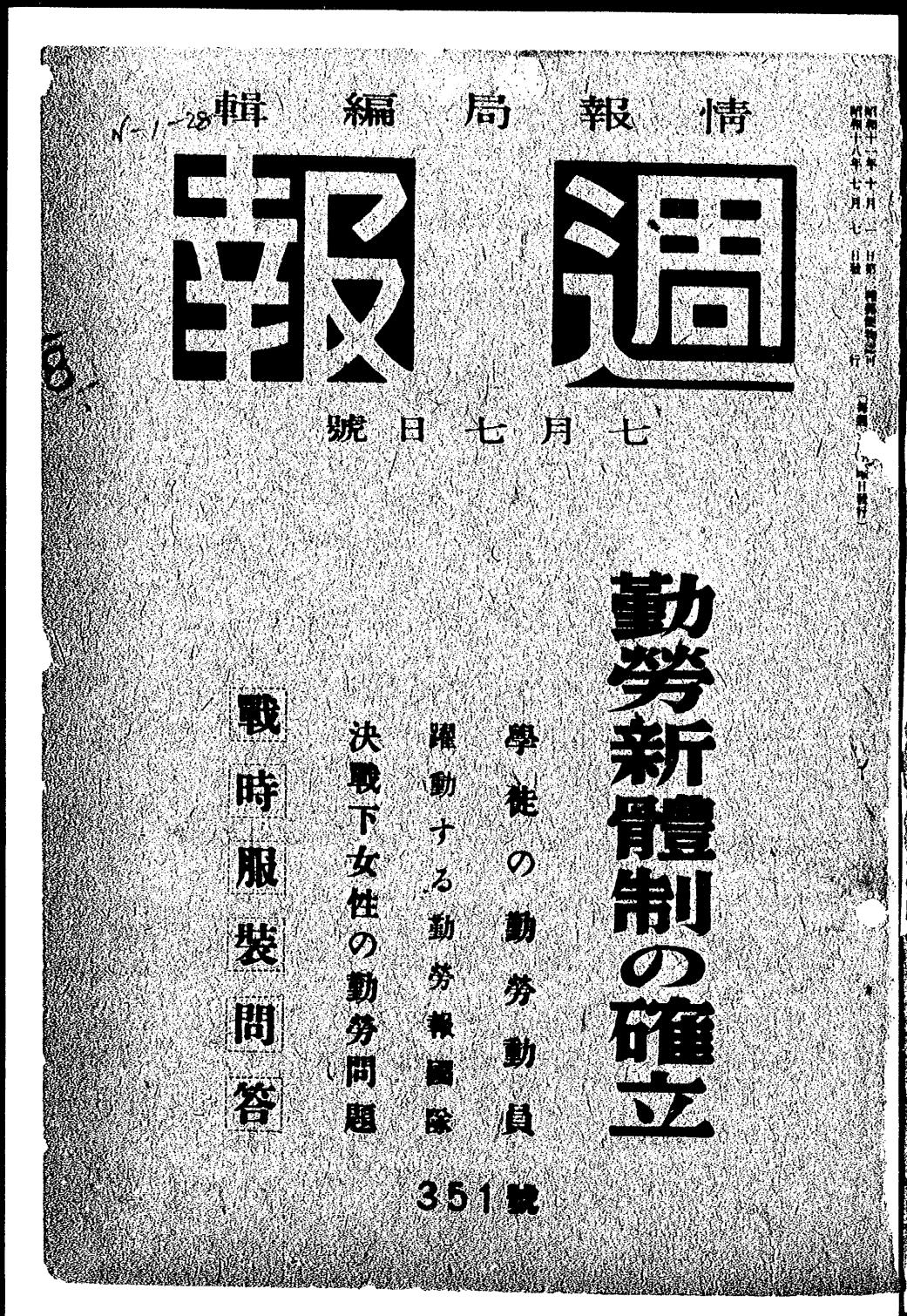
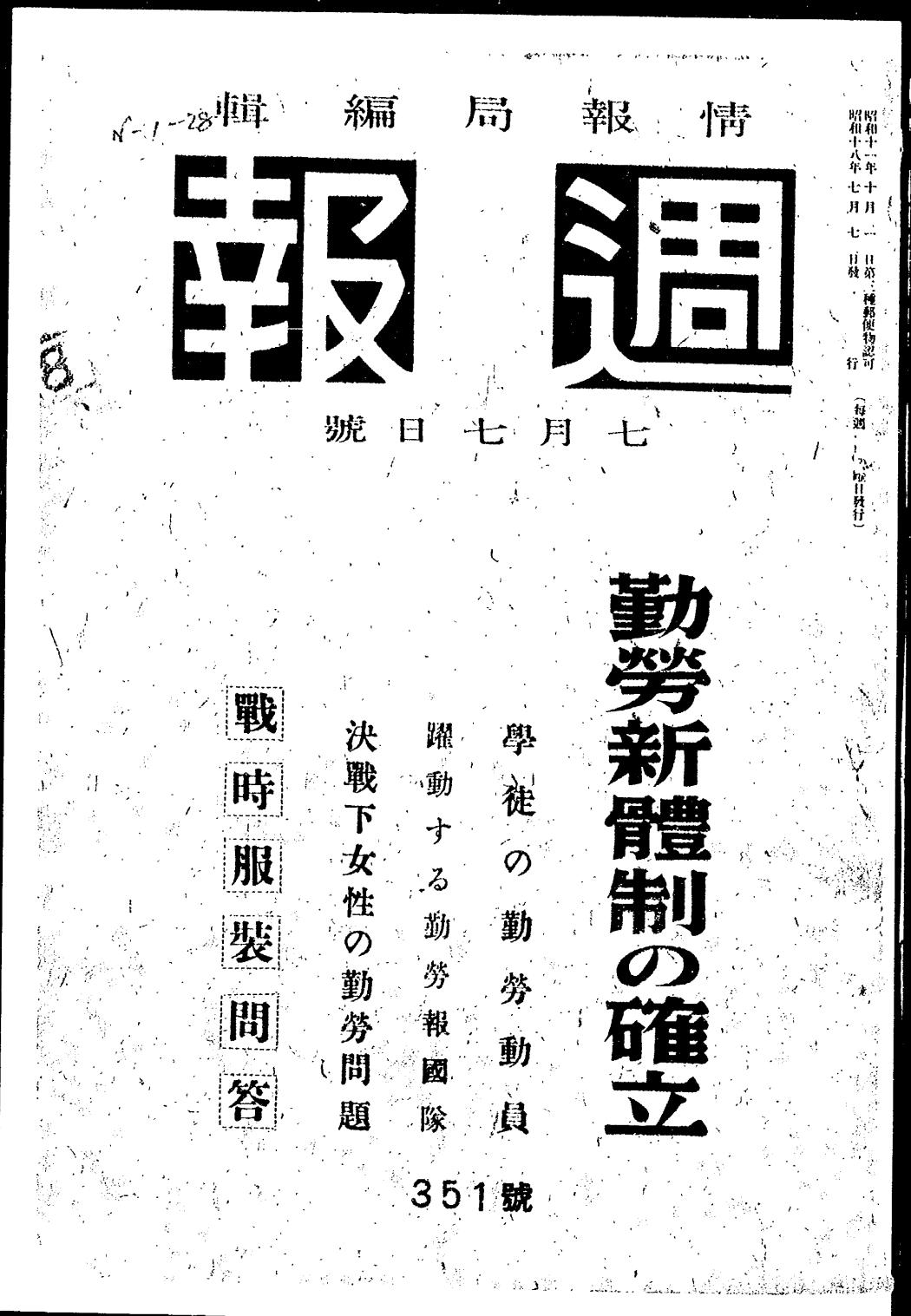


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10







勤労新體制の確立

— 勞務關係改正勅令を中心に —

厚 生 省

戦力増強もまた熾烈なる戦ひである。われ／＼が勝場で槍を握り、槍を振つてゐる時、敵米英の生産陣においてもまた同じく槍を振り上げて對日反攻の戦力増強に狂奔してゐることを知らねばならない。

われら一員は、今こそ起つて、銃後の逞しき戦力を發揮し、老夫なる資源を誇る敵米英を、生産戦においても徹底的に撲滅せんことを前鋒勇士に向く厚ふものである。

生産増強こそは銃後
われ等の絶対の責務

答 實際、執拗そのものです。この執拗さがあつたからこそ、憑道真道を繰返して、今日の米英といふ大國を筆き上げることが出来たのだともいへます

米英の反攻は、いよいよ現くなつて来ております。

答 実際に、米英の物資と尤も

答 それは勿論敵の呼稱する數字に

決戦下、學徒の教室もまた戦場であり、それは直ちに前線に通じてゐる。

今や青年學徒の烈々たる殉忠報國の赤誠は報いられこゝに學徒戰時動員體制は確立され、勤労體制は一段と強化された。

戰局の現段階は、青年學徒は勿論、一億國民の勤労への總蹶起を促して止まない。

男も女も、老いも若きも、たゞ一筋に戰力増強の生産陣に挺身し、勤労を擧げて國家に捧ぐべきである。

露光量違いにより重複撮影

決戦下、學徒の教室もまた戦場であり、それは直ちに前線に通じてゐる。

今や青年學徒の烈々たる殉忠報國の赤誠は報いられこゝに學徒戰時勤員體制は確立され、勤勞體制は一段と強化された。

戰局の現段階は、青年學徒は勿論、一億國民の勤労への總蹶起を促して止まない。

男も女も、老いも若きも、たゞ一筋に戰力増強の生産陣に挺身し、勤労を擧げて國家に捧ぐべきである。



勤勞新體制の確立

— 勞務關係改正勅令を中心にして —

厚 生 省

戰力増強もまた熾烈なる戦ひである。われくが職場で槌を振り、鉄を振つてゐる時、敵米英の生産陣においてもまた同じく槌を、鉄を振り上げて對日反攻の戰力増強に、狂奔してゐることを知らねばならない。われら一億は、今こそ起つて、鉄後の逞しき底力を發揮し、老大なる資源を誇る敵米英を、生産戦においても徹底的に撃ち破らんことを前線勇士に聞く聲ふものである。

答 實際、執拗そのものです。この執拗さがあつたからこそ、惡逆無道を繰返して、今日の米英といふ大國を築き上げることが出来たのだともいへますね。しかし、それはとにかくとして、この執拗さの裏には、豊富な物資と老練な指揮官たちの存在が、大きな生産力を頼んで、必ず打倒日本に成功してみせるといった彼ら一流の「持てる國」の「貢献があるやうですね」と思ひますか……。

問

生産增强こそは銃後

われ等の絶対の責務

米英の反攻は、いよいよ勃發になつて

来てゐますね……。

答 實際、執拗そのものです。この執

問

生産增强こそは銃後

われ等の絶対の責務

米英の反攻は、いよいよ勃發になつて

と全部が未経験工ですから、微用する前に適否を検べる必要が多いので、、抵

答 なりますか。

れたり、延長されたりしますと、應徵者の家庭の事情等もいろいろ變つて來

の場合は頭を出させてゐますが、こんど次ぎのやうに改めることにしてゐます。
つまり、厚生大臣から徴用命令を受けますと、地方長官は特別の場合（社長徴用、賃貸徴用特に緊急を要する場合）を除き、徴用令書を出す前に、出頭命令書を交付して被徴用者を出頭させ、身體の状況、住所、就業の場所、職業

になつて歸郷する場合の旅費は、徵用する官衙の長や工場の事業主が支拂ふことになつてゐますが、今度の改正で、このほかに應徴者が危篤または死亡の場合に、家族の者が官衙なり工場に駆けつけるための旅費、それから應徴者の家族が危篤または死亡したため、應徴者が詰替する場合の旅費、銀行の

ますので、所管大臣の請求や事業主の申請がなくても、生産を増強するために必要なときは、厚生大臣は、應徵者を移動させることが出来るとしてあります。

勵勞報國隊の活躍

沙汰することになりました。
その検査や調査は誰がするのです。
答 これは國民徵用官が行ひます。こ
の徵用官には、地方廳の警察部長とか

問 銓衡に合格して應徵したとして、その工場に規程の期間ずっと勤務するので
ですか。

問では今度は國民勤勞報國協力令の改正を説明して下さいませんか。決戦トに戰ひ抜く鉢後の私どもとしては、徵用のあつた場合よほんじで負担してご奉公

問 職業課長その他の關係高等官がなります。
徵用に關する特典いろいろ

臂大臣の請求か、事業主の申請がなければ、徴用の變更は出來なかつたのであるが、今後はいろいろの事情のため徴用變更の必要が起つて來ることも多いことでせうし、また徴用期間が更新さ

答　するとして、徵用令に接するまでは、
進んで勤労團隊に參加して、軍需
○、食糧の増産に協力すべきだと思ひ
ますが……

卷之三

卷之三

卷之三

に勤労奉仕を一元的に統合し、これに
國家的な計畫性を與へるために、去る
昭和十六年十一月、二十二日に、この協
力令が制定、公布されたのです。それ
以来、軍需の生産に、食糧の増産に挺
身された人達は、實に延人員一千万人
を超えてります。

と男子は、十四歳から四十歳まででした。が、今度は五十歳までとしました。これは勤労報國隊の擴充のためと、報國隊の指導者は、四十歳以上の者が隊員の一割近くを占めてゐる關係からです。

それから期間ですが、これは今まで

答 職業の再検討、つまり自分の職業は、この決戦下に果して相應しいかどうかを再批判し、若し相應しくないやうだつたら、早速轉業することですね。これは確かに必要です。

勤勞々々といつても、たゞ單に働きばよいといふのではありません。私ども

五十歳までの隊員が
年に六十日間の協力

の一年間に三十日を六十日としまして

もの、一日々々の汗の勤労が、直ちに、或ひは間接に戦力の増強に役立つ。まことに、まことに、

問
一千万人とは、まことに心強い限りですね。しかし今明年こそは決戦の年といはれる今日ですから、まだ／＼満足すべきではないと思ひますが……。

たは、並びに國隊の當時組織として、別に國民運動として果敢に活動することになりました。詳しいことは別々の「躍動する勤労報國隊」と「學徒の勤労動員」に譲ります。

てなくては、ほんたうの意味の範囲で
あるとはいへません。
問 その意味からいって、適材適所が絶対
に必要だと思いますが……。
答 いや、實は今度の勞務調整令の改
正の狙ひもそこにあるのです。男子從

活動は、十八年度の國民動員計畫にも
織りこまれてゐるほどで、もつとく

勤労合理化のため男子從業者の制限・禁止を斷行

業者の、いはゆる従業制限と禁止がそ
れです。

在職していかねばなりません。
そこで今度、協力令を改正して、年
節の引上げと、協力期間の延長をす
ることになつたのです。つまり、これま

徴用も必要ですし、また勤労報國隊の活動も大變結構ですが、同時に、私どもの職業そのものに對する再検討が必要と思はますが。

これは厚生大臣(または地方長官)が業種と職種を決めて、男子從業者の雇入、使用、就職、從業を制限、禁止するのです。

問 その業種とか職種は、どのやうなものですか。

答 一言にいへば、青年年男子でなくとも、一般的女子で結構やつてゆけるものです。

問 もつと具體的に申しますと……。

答 これは厚生大臣が地方的なものは地方長官(決める)ことになつてやり、だいたい次ぎのやうなものが考へられます。

銀行・會社・役所等での計算・文書の整理・記録・統計・事務の補助に從ふ者出札・改札・車掌・駕切番・料理人・給仕人・エレベーター・ボーカー・店員・小使・給仕するなど、女子の労務活動が切實な問題になつて来ますね。女子にも徵用令を發動することになりますか。

答 戦ふ各國の女性の勤労振りを思ひますと、相當に反省すべき點があると思ひます。若い女性が心から自覺して、徵用令なしに皆が働くやうにしたいものです。なほ女子の労務について完してゐます。つまり、新らしい職場については、本人の年齢とか知識、技能、職格等を十分に考慮して、適當な職場に就かせるやうにしてゐます。

答 次ぎに給與ですが、これは本人の技能の程度や、新らしい業務・場所に應じ、これまでの給與等を斟酌して決ることにしてあります。

なほ、その者がこれまで賃金統制令の最高初給賃金の規定を適用される工場に勤務してゐた場合は、命令就職に當つては、新らしい雇入とせざる者として取扱ふことにしてゐます。

生産増強のため賃金統制令を緩和した

問 賃金で思ひ出しましたが、生産を増強するには、効率者が、いはゆる日本労基製、自分のため金のために働くのではなく、祖国日本のために働くのだと

は、別項の「決戦下女性の勤労問題」をご覽下さい。

企業整備に伴ふ不要労務者に就職命令

問 前號の週報で企業整備の大要を知りましたが、企業整備に伴つて従業者の動向が大きな問題になると想ひます

答 お話の通り、企業整備が進みますと、休廻止工場・事業場の従業者が不要になつて来ますが、これらの従業者の多くは、それらの職場で長年勤めて來た人達で、特別の技能に秀でた人達も少くないのですから、非常に貴重な人達であるといへます。そして、そのやうな人達を、單に必要な損失になることになります。

答 本人は勿論のこと、國家にとつても大きな損失になることになります。

そこで今度、労務調整令を改正して、必要な場合には、厚生大臣が指定する工場・事業場に就職することを命じ、これに對し事業主は、その者を雇入れなければならぬことにしたのです。

答 いや、さうではありません。これらの労務者に對しては、募集とか紹介の方法でもつて、出来るだけ指導斡旋しそれでも、どうしても駄目なときに行ふもので、いはゆる傳家の寶力です。

また一方、雇入の命令も、事業主から申請があつたときに初めて行ふもので、必要もないのに雇入れよと強制するわけのものではありません。

答 これらの指定就職者の新らしい職場とあ、新らしい賃金については、特に考慮すべきだと思ひますが……。

答 これについては、今度の改正で規則で、新たに規定されたものであります。この規則によると、新らしい職場に對しては、認可制をいま少し詳しく説明して下さいませんか。

答 この賃金規則と昇給内規の認可を受けますと、賃金規則による賃金で労務者を雇入れ、また昇給内規に従つて昇給させることが出来るわけで、總額制限は適用されません。

問 認可制をいま少し詳しく説明して下さいませんか。

答 この方式によりますと、生産能率が向上したからといつて、總額制限を超えて支給することは出来ず、超過分に對しては認可が必要なのです。しかし、これでは事務上煩雜であるばかりでなく、生産能率向上の立證も困難なので運用が難しかつたのです。そこで今度、賃金規則と昇給内規の認可制を採用し、生産能率が向上した場合には、賃金規則に従つて、自動的に支拂へることにしたわけです。

この統制方式は、これまでも重要な業場労務管理令による指定工場には適なつてゐます。

就業時間制限令を廢止

問 隨分とゆるやかになつたのですね。賃金と同時に就業時間についても、特例が考へられてよいと思ひますが……。

答 生産増強のために差當つてとら

れる方法は、就業時間の延長で、支那事務後これが次第に激しくなり、一日十五時間、極端なのは二十時間といふ

工合になり、工場灾害は續出する。勤労者の健康は悪くなるで、生産能率が下る傾向が現はれて来ました。

そこで昭和十四年五月に工場就業時間制限令を制定して、十二時間を限度とし、これは機械製造業、船舶車輛製

造業、器具製造業、金属品製造業、金属精鍛業等の工場に實施されてきてゐたのです。

しかしその後、勅令の適用によつて無茶な就業時間もなくなり、また一方、生産増強が絶対の要請となつてゐる今日、とくに生産に急を要し、法令によ

る時用制限や、許可の手續等によつて、

生産が順調に遂行できないやうなことがあつては、却つて趣旨に反するので、今度この勅令を一應廢止したわけです。

しかし、廢止したからといって、無

暗に就業時間を延長しても、決して能率の上るものでないことは、過去の事實が示す通りです。

従つて工場經營者としては、このたびの制限廢止の趣旨を十分に理解して、就業時間の適正合理化と勤労者の健康管理を圖り、単位時間の能率を向上さすやうに努めるべきです。

保護職工に対する特例

問 これは一般男子のことと思ひますが、少年工や女子については、どのやうになりますか。

答 工場法でいふところの保護職工、即ち十六歳未滿の者と婦女子に対する

も、こんど戦時行政特例法に基づいて

工場法戦時特例を設け、一日十一時間の就業時間制限等が厚生大臣の指定する工場には適用されないことになりました。

この厚生大臣の指定する工場は、い

はゆる重要産業工場に限られてゐます。が、指定を受けた工場經營者は、保護職工の健康管理には特別に注意せねばなりません。

また、鑄造就業扶助規則にも特例を設け、石炭山の就業時間の制限を緩和することになりました。

この鋳造就業扶助規則の特例によつて、石炭礦における保護鋳造の就業時間の延長と、休憩時間の短縮、それから十六歳以下の者で國民學校高等科を出たものと、妊娠以外の二十歳以上の女子の入坑が出来ることになりましたが、このやうに坑内で就業させる場合には、業者は特に健康診断を執行し

喜びはどんなであります。その悦びに充ちた顔が目に見えるやうです。

増強された生産力は、必ず輝やく戦果となつて現はれて來るに違ひありません。敵米英撃滅のための戦力増強をめざして、一億一心となつて頑張り抜かうではありませんか。

躍動する勤労報國隊

勤労報國隊の活躍如何

は國家計画を左右する

過般決定された八つの勤員計畫は、すべて戦力増強を最も有效地に達成するため設定されたもので、その中の國民勤員計畫では、國民勤労總力を最も效果的に發揮するため、國民の勤員

配備が計画されております。

そのうちの軍需産業、食糧増産、運輸等、時局下の最も緊要な部門の臨時要員（主としていはゆる勤労報國隊）でもつて充足することを要するものの状況をみて、今年度の所要数は飛躍的に増大し、昨年度の勤労報國隊の活動に比べて、出勤實人員も、出勤日數も、格

段の活動をしなければ、本年度の國民動員計畫に齟齬を來し、それがやがては、各種の國家計畫の遂行に支障を來し、所期の戦力増強の成果を擧げることが出來ない事になります。

そこで厚生、文部兩省では六月四日付で、地方長官宛に勤労報國隊の當時組織の整備と、その動員計畫について指示し、活潑な活動を促しました。

この勧奨團隊の當時組織は、國民運動として大政翼賛會を中心とした國民運動の諸團體で、一億國民の勤労協力心に訴へて編成され、何時でも所要に應じて出勤できる態勢が望ましく、從つて勤労報國隊の當時組織の編成、指導、訓練および動員の細部は、政府の指導の下に専ら大政翼賛會と關係團體が當ることになりました。

次ぎに考へられるのは、その動員であります。全國に亘つて結成された勤勞報國隊の數はむめて莫大なもので、

婦人會、労務報國會等の國民運動諸團體と宗教團體、比較的重要でない業務をなす會社、工場、それから官公署で、指導本部の指導の下に組織することになりますが、既にこれ等のうちで商報や天理教などは、立派な當時組織を編成してをりますが、やうな既存の隊は、そのまま存續してその活動を強化すれば結構です。

なほ一人で數種の團體に所属する者は、町村の協議會で協議の上、その所屬隊を決めるわけですが、原則として職域團體が地域團體に優先することが適當と思はます。また二十歳以上二十五歳未滿の未婚女子は、婦人會と青少年團の双方に團體がありますが、これは青年團が主として隊の編成に當り、婦人會は所要の協力を與へるやうにする方針です。

また、どの團體にも所属しない者は、適宜の隊に加入するが、或ひは町内會、町村單位別個の隊を編成すべきです。隊は概ね十名を以て班、三ヶ班を以て小隊、三ヶ小隊を以て中隊、二ヶ中隊以上を以て大隊とし、各隊と班には隊長と班長を設け、ま

その動員は、國民動員計畫に基づいて、総合的計画的に所要の時期に所要の數が最緊急の部門に對して行はねばなりませんが、その計畫が勤労報國隊の動員計畫で、中央では厚生大臣が一定の基準を定め、これに基づいて各地方長官が道府縣毎に具體的な計畫を樹てて、勤労報國隊の出勤の適正化を図ることになつてゐます。

各地長官が道府縣毎に具體的な計畫を樹てて、勤労報國隊の出勤の適正化を図ることになつてゐます。

常時組織の編成とその指導、訓練

報國隊指導本部が設けられ、本部總監には大政翼賛會部長である地方長官が當り、本部には協議會が置かれます。この協議會は、極めて重要な任務をもち、道府縣、國民職業指導所その他の關係官公衙の主任官、勤勞報國隊の結成母體である學校、國民運動團體の主務者、それから勤労協力を受ける車輛作業團、農會、工場・事業場の代表者で組織され、勤勞報國隊の編成、

指揮、訓練、動員の細部等について根本方針を定めて統監に提出し、これに基づいて指導本部では、その事務を處理します。本部に准じて都市區には支部が設けられ、さらに町村には、これに準ずる組織を作つて編成の企畫その他の指導に當ります。

（ア）常時要員を充てる作業でも、作業が

容易で人員が交代しても支障ないものは、

出来だけ勤勞報國隊をもつて充てるや

うにすること。

（イ）勤勞報國隊の特性に應じて協力する

作業を選定し、出来るだけそれを恒久的

にすること。

この動員計畫は、地方長官が勤労協力を必要とする工場・事業場、農村等から協力の申請請求を徵し、勤勞報國隊の出勤可能の数と對照して半ヶ年毎に（四月九月、十月、三月）に設定します。

地方長官が動員計畫を設定する際には、だいたい次ぎのやうな點に着眼して行ふことになつてゐます。即ち

（ア）常時要員を充てる作業でも、作業が

容易で人員が交代しても支障ないものは、

出来だけ勤勞報國隊をもつて充てるや

うにすること。

（イ）勤勞報國隊の特性に應じて協力する

作業を選定し、出来るだけそれを恒久的

にすること。

（ア）常時要員を充てる作業でも、作業が

容易で人員が交代しても支障ないものは、

(一) 勤労協力を受ける作業は軍需産業、

生産擴大計画産業および附帶産業、生活必需品産業、交通業、國防土木建築業、災害復旧事業、農業、公務等の國家總動員業務と、これに準ずるものについて、

その緊急に應じて決定すること。

(二) 計畫外の要求とか臨時緊急のものを考慮し、若干の餘裕を保留すること。

(三) なほ計畫の設定に當つては、勤労報國隊指導本部協議會は、地方長官の有力な熟問機關として參與すること。

勤労報國隊を具體的に動員する場合は、

勤員計畫に基づいて出勤時の事情を考慮し

て出勤させるわけですが、特別の事情のな

い限り、その勤労協關係を明確にするた

め、原則として國民勤労報國隊協力令による方針であります。協力期間が短く近接地

へ出勤するやうな場合は、協力令によらな

い方が適當なので、このやうな場合は勤労報國隊指導本部に指示して出勤させることにしました。なほ、他の府縣から勤労協力を受けける必要なものは、すべて協力令によらせ、厚生大臣が統制調整を圖ることに

なつてゐます。

協力期間

先般の協力令の改正で

一年間六十日に改正されました。なほ一回の協力期間には別に一定の標準はありませんが、出来るだけ長期の方が望ましく

殊に學生生徒の一回の協力期間は、これまで教育の關係上、五十七日等と長期に亘ら

ない方針でしたが、今後は一ヶ月間等、なるべく長期に亘つて出勤させることにし

ます。また無職の未婚女子で家庭の事情の許すも

のは、協力令による場合でも三ヶ月以上六ヶ月程度の期間、協力させるやう指導する

筈です。

協力する者、される者の心構へ

謝金、手當、

もとく勤労協力は報酬を得ることを目的と

するものではなく、義勇奉公の犠牲的精神性か

ら出たものでありますから、報酬の有無を

問題とすべきではありませんが、今後の見透しとしては、本業を犠牲として勤労協力を受ける場合が考へられますので、一定限度

の生活保障の必要が起りますし、また作

業用品の消耗もあるので、勤労協力の趣旨に反しない範圍で手當や謝金の標準を定めることにしました。

また勤労協力の作業中に、事故のため傷害を受けたり、死亡する場合も過無とはい

へないので、從來通り傷害の場合は、工場事業場の災害扶助の規則によつて、一般從業員と同様に扶助し、死亡の場合は災害扶助の規則によるほか、一定額の弔慰金を協力を受ける者が支給し、萬一の場合に後顧の憂ひのないやうにしておきます。

表 彰 多數の勤労報國隊の中には、その精神において、その勤労協力において、第一線の軍隊に比肩するものもありますので、今度新らしく優良な隊と隊員の國家的表彰を行ふことになりました。

勤労管理 工場事業場での一般

從業員に對する勤労管理は、既によく研究され、管理の狀況も次第に良好になつて來てゐますが、勤労報國隊による勤労協力は、日もまだ浅く、研究も十分ではありません。

勤労報國隊は、作業時間が比較的短いこと、作業に對して殆んど知識のないこと、本業をもち一般労働者と生活環境を異にすること、また作業に對する精神的態度が一般労働員と著しく異なる等のため、その職場配置と作業指導には、特別の考慮を要するほか、宿食、食事、作業用品類についても消滅のないやうにし、女子や學生生徒に對しては特に注意すべきです。

學徒の勤労活動員

文部省

勤労作業の本質

學徒の勤労作業が、文部省で正式にとり上げられたのは、昭和十三年六月九日、荒木文相當時、文部次官から直轄學校長、官公私立大學長と地方長

官に對して發せられた通牒が最初であります。

支那事變の勃發後、學徒の勤労作業は一層盛んに各地に行はれるやうになりましたが、特に宮崎縣などでは、勤労運動が起り、やがて祖國振興隊

を結成して、知事を統監にした公的な組織を持つた運動が展開されたのであります。これは當時の國民精神總動員運動が發揮できなければかりでなく、いろいろな點で悪影響を殘すことになります。従つて、この點については、關係官廳の指導、勤労報國隊における研究と相俟つて、特に勤労の協力を受ける側でも、眞摯な工夫が要望されます。

勤労作業等に相當顯著な效果をあげます。これは當時の國民精神總動員運動に即應して、開墾、植林、應召農家の應援作業等に相當顯著な效果をあげたのであります。文部省は、このやうな一般的情勢と勤労作業の有する教育的意義とに鑑み、右の通牒にも「集團勤労作業運動ハ實踐的精神教育實施ノ

一方方法トシテ現時ノ教育刷新上大ナル示唆ト意義ヲ有スルハ勿論特ニ現下ノ時局ニ處シ極メテ緊要ナルコトト認メラル」旨が強調されております。

學徒の集團勤労作業に関する文部省のこの態度は、文教上當然のことでありまして、今日になりましても少しも變更されてゐないのです。先日の開議で決定された「學徒戰時勤員體制確立要綱」にも「教育鍛成内容ノ一環トシテ」と明示され、あらゆる機會を通じて學業訓練、勤労の一貫性が強調され、綜合的な教育鍛成の體系の下に、學徒

の心身鍛錬の全きを期すべきことが要求されております。

作業種目の変化

右のやうな學徒勤労の本質は、時局の進展に伴つて、その質と量の強化擴大を必然に要求されるわけであつて、前に述べた通牒が發せられて以來、逐年の通牒にこれが現はれております。即ち作業の種目なども初めは、

- 1 校庭、農場、演習林等學校設備の手入
- 2 應召軍人遺族家族の農事家事の手傳
- 3 神社、寺院等の境内地の清掃、設備の修理
- 4 都市防空設備、公園、運動場等公共設備に関する作業
- 5 日用品に関する簡易な作業
- 6 開墾その他の農業作業
7. 道路改修、埋立等土木に關する簡易作業

八日の食糧飼料等増産運動に關する通牒では、さらに徹底されて左のやうに定められたのです。
(イ) 本運動ヲ實施スル爲成ル可ク休業日又ハ放課後ノ時間ヲ充當スルノ外必要ニ應ジ授業日又ハ授業時間ヲ勤労作業ニ振り替フルコト
(ロ) 一學年ヲ通じ三十日以内ノ日數ハ授業ヲ廢シ勤労作業ニ振り替フルモ差支ヘナキコト
(ハ) 勤労作業ニ振り替ヘタル日數又ハ時數ハ之ヲ授業シタルモノト見做スコト
右の三十日の期間は、この年の暮、國民勤労邦國協力令第四條で、左のやうにそひまゝとり上げられました。
國民勤労邦國隊ニ依ル協力ヲ爲サシムル期間ハ命令ノ定ムル所ニ依リ二年ニ付三十日以内トス
該項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合又ハ本人ノ同意アル場合ニ於テハ三

十日ヲ超ユルコトヲ得

等で、多くは平時的色彩のものであつたのです。それが昭和十四年になると、木炭増産勤労邦國運動が展開され、さらに十五年には飼料資源開発事業、空閑地利用の食糧増産施設実施、開拓用、ヒマ栽培貯納、桑皮採集等の強調となつて、労力補充の分野が戦時的色彩を濃くして擴張されて來たのであります。

昭和十六年になつても、學徒勤労は主として農業、特に食糧飼料等の増産運動に集中されてゐたのですが、同年十二月になつて、遂に國民勤労邦國協力令が公布され、學徒の勤労作業種目が總勤員業務、例へば總勤員物資の生産、修理または配給、國家勤劵員上必要な土木建築、國家勤劵員上必要な運輸または通信、國家勤劵員上必要な衛生または救護、軍事上特に必要な飛躍的と擴充されたのです。

現在行はれてゐる學徒の勤労作業の種目も、主としてこの勤労邦國協力令に於て概ね五日ノ程度ヲ目標トシ實際ノ事情ニ應ジ學校ニ於テ適宜之ヲ定めます。

學徒の出勤日數を考へても、逐年非

常な增加を示して來たことがわかるのです。

昭和十三年の通牒をみると、實施期間ハ夏季休暇ノ始期終期共ノ他適當ノ時

期ニ於テ概ね五日ノ程度ヲ目標トシ實

際ノ事情ニ應ジ學校ニ於テ適宜之ヲ定めます。

學徒戰時勤員體制確立要綱では、これに對して學徒の出勤すべき作業の重點を定め、食糧增産、國防施設建設、

繫要物資生産、輸送力増強の四事業を強調しております。

實施期間の倍加

學徒戰時勤員體制確立要綱では、これに對して學徒の出勤すべき作業の重點を定め、食糧增産、國防施設建設、繫要物資生産、輸送力増強の四事業を強調しております。

昭和十三年の通牒をみると、實施期間ハ夏季休暇ノ始期終期共ノ他適當ノ時期ニ於テ概ね五日ノ程度ヲ目標トシ實際ノ事情ニ應ジ學校ニ於テ適宜之ヲ定めます。

學徒の出勤日數を考へても、逐年非

常な增加を示して來たことがわかるのです。

昭和十三年の通牒をみると、實施期間ハ夏季休暇ノ始期終期共ノ他適當ノ時

期ニ於テ概ね五日ノ程度ヲ目標トシ實

際ノ事情ニ應ジ學校ニ於テ適宜之ヲ定めます。

學徒戰時勤員體制確立要綱では、これに對して學徒の出勤すべき作業の重點を定め、食糧增産、國防施設建設、

繫要物資生産、輸送力増強の四事業を強調しております。

の利用と、先般行はれた學制改革によつて、新たに定められた「修練」の時間の活用を考へれば、甚だしい不便を感じないと思ひます。

しかし、今回の學徒戰時勤員體制確立要綱にもある通り、國家の要請ある場合は、具體的な場合々々によつて、學校の種類程度と作業種目とを勘案して、その勤員期間を決定することとなりませう。現に北海道に派遣されてゐる全國農學校生徒の作業期間は、二ヶ月と決定されております。

また六月二十五日の次官通牒でも「農村地域ニオケル國民學校高等科及び初等科高學年兒童ニツイテハ農繁期ニオイテ地元市町村農會ノ要請ヲ考慮シ農繁期授業廢止ヲ必要ニ應ジ延長セシムルコト」を示達してあります。尤も北海道の食糧增産應援隊は、その地域が交通不便なところであり、しかも主として夏季鍛錬期間を利用して行はれ

た關係もあつて、既に昭和十六年「現

地滞在三十日ヲ原則トスルモ實施ノ場合特ニ必要アルトキハ東北地方ニアリテハ十日前後、其ノ他ノ地方ニアリテハ、五日前後延長スルコトアルベシ』と定めたのですが、今回これを一

躍二ヶ月に延長したのは、専ら北海道における食糧増産の國家的緊要性と、輸送關係等を考慮した結果です。』

出動地域と學校移駐

學徒の出動地域は、昭和十四年から興亞學生勤勞報國隊を結成して、主として滿洲、中華民國に及んでゐたのですが、これは特異例であつて、内地における出動地域は、だいたいその學校の所在府縣内に限られてゐたのです。それがだん々他府縣特に北海道などに大々的に派遣されるやうになり、今夏は樺太にも派遣されるので、その動員規模は全國的であるといつてよいのです。

殊に今回の學徒戰時勤員體制確立要

綱で「目數及期間が相當多數且長期ニ亘ル學徒ノ勤員ニ付テハ學校移駐ノ考へ方等ニ依リ之ヲ實施セシムルコト」となつたので、とくに國防施設建設等には全國的に出動計畫が勘案されるやうになるでせう。

動員數一億突破

以上のやうに、學徒の勤労動員は逐年活潑となり、國民動員計畫においても臨時要員として重要な地位を占め、學徒の動員員數は、昨年の實績によれば、恐らく總延人員一億を超えるでしょう。しかし、これまでの學徒の勤労作業は、多くたゞく依頼または命令を受けた學校が、臨時にその農村又は工場・事業場等に出動するだけなので、どうしても分散的になつて學徒も勤労に對する愛好心を削がれ、作業の成果も比較的あがらない傾きがあります。したので、今回の要綱では出来るだけ作業と學校とを緊密にして、當時かつ集

らも頗めて有意義なことで、それには需要者側、殊に工場・事業場側が、なほ一層、積極的に協力して貰ふことが必要であります。

出動する動機

學徒が勤労作業に出動する場合は、だいたい左の三種に分けられます。
一、前記の國民勤勞報國協力令に基づき協力命令を受けた場合、これは勿論同令施行規則第一條に記載される總勤員業務に限るのですが、現在の學徒勤勞作業の大部は、この業務の中に入るものです。この協力令による出動は、鐵道の優先輸送とか、運賃の割引とか、幾多の利便が與へられ、その活動が助長されてゐますが、實際にはこの協力令の存在を知らず、また知つても手續がよくわからぬいたため、この適用で學徒の出動を求めるものは比較的少いやうです。

二、「一番多いのは國又は道府縣で計

文教の諸施策

最後に國民動員計畫遂行に寄與する

第一は、目下進行中の各種學校の副

書された一大運動の一環として出動する場合で、例年實施する食糧増産運動、木炭增産運動等は、その適例であります。

三、しかし、最近では各學校で作業を見つけたり、又は作業を依頼され、自發的に出動する場合が多くなり、そのじつとしてゐられない國家を思ふ至情は、必然學徒自體の自發的機運を醸成して、その代表者を當路に派遣して自ら仕事を見つけ、自分等が直接戦力增强のお役に立ちたい熱情を吐露する場所を求めて出動する例が、多くなりつゝあります。今後、學徒戰時勤員體制確立要綱に基づいて、實際に働き出したら、國民動員上からも、極めて寄與するところが大きいと信じます。

ため、最近文部省で實施し、また現在実施してゐる二、三の事例について、説明しておきたいと思ひます。

その一つは、去る四月一日から實施された學制改革で、これまで五年制であつた中等學校を四年制に改め、これ

まで三年制であつた高等學校科を二年制に改めたことであります。勿論これは新らしく四年制の中等學校をつくり、二年制の高等學校をつくつて、その教育内容を西國の道に則つて刷新し、その教授内容を簡素化して、一日も早く實社會に出て國家のため盡させる國家不斷の要請を、この際實現したものであります。即ち學年改編といふ點において今回實施された學制改革も、國民動員計畫遂行に資すること大なるものがあるわけであります。

注的に特定學校が特定地域の農業或ひは特定工場・事業場の作業に出動する

やうにして、學徒動員をして實質的に效果あらせるやうにしたのです。

これは勿論そのやうに筋道をついただけですから、具體的には學徒勤労を活用する需要者側が學徒勤労作業の意義を十分理解するとともに、學徒もまた事業の性質に對する理解を深め、學校當事者と事業管理者との緊密な連繫を圖ることが何よりも大切なのです。

これまでも兩者の連絡がよくついてゐた場合には、双方の立場からいつて極めて好結果を齎してゐたのです。

この意味において學校の種類程度と作業の種類とを適合させるやうに計畫を樹てることが必要であり、専門技能は力めてこれを活用するやうにせねばなりません。この點、學校の實習場等を利用して教育上支障のない限り食糧増産に寄與させたり、工場・事業場の下請

新整備であります。各種學校の教育内容と教育施設の刷新充實が直接最大の目的であります。その上これによる勞務勤員の給源確保が企圖されるのです。即ち學科内容が時局下緊要でないものとか、教育内容の刷新充實がどうしても出来ないものなどは、この際閉鎖し、これによつて生ずる人員を勞務勤員の給源にしようとするもので、或る程度、本年度國民動員計畫の給源として計上されてゐることは、各種學校整備の重要さを示唆するものであります。

右のほか國民學校、青年學校等、義務制を布いてゐる學校以外の學校新設に、相當慎重な統制を加へてゐるのも、資材關係を考慮した點もありますが、國民動員計畫の策定上、支障のないやうに頼つてゐるからであります。實業學校卒業生に對する進學制限も同様の目的からであります。要するに、國民動員は決戦下ますま

す重要な問題でありますから、文部省でも、教育に課せられた皇國悠久の發展を所期する基調を常に堅持しつゝ、時局に即應する刷新改善を着々と斷行

ん。

勝ち抜くために女性の 勤労は絶対に必要である

戰局の様相は、いよいよ深刻な決戦に次ぐ決戦の段階に進み、巨大な消耗を作ふ長期戦になつて來ました。私ども鉢後國民は、どんな長期戦にも堪へるやうに、軍需品の増産に、食糧、生活必需物資の増産に邁進せねばなりません。ところで、生産の擴充を圖り、戦力を増強するのに最も必要なのは何かと

いへば、資金や資材・設備、技術等が有機的に總動員されねばならぬことは勿論ですが、それにもまして特に大切

なのは人、即ち働く人であります。

今日のやうに大規模な近代戦になりますと、戰争遂行に必要な生産能力をあげるために、平時に幾倍する勤労を必要とします。従つて男子は勿論のこと、女子動員の必要がいよいよ切實になります。

になつて來ることは、まことに當然のことであります。

してある點を、國民一般がよく理解され、諸般の文教政策の遂行にますます協力されることを切望してやみませ

ん。

決戦下女性の勤労問題

そこで政府では、女子勤労の緊要性を重視し、去る一月二十一日の閣議で決定した生産増強勤労緊急對策綱要で、「女子ヲ以テ代替シ得ル業種及職種ニハ夫々女子使用員數ノ標準ヲ定ムルトモニ女子勤労管理ヲ確立シ、以テ女子ノ勤員ノ強化ヲ圖ルコト、右ニ關聯シ男子ノ就業制限乃至ハ禁止ヲ行フコト」と女子の勤労勤員を強調し、特に男子労力の重要な産業部門への轉出と、女子代替を強力に推し進めることにしました。

女性にはどのやうな 職業が適當か

從つて、女子が男子に代つて當然いろいろな職場に進出するわけですが、では一體、どのやうな職場で、どのやうな作業に携つたらよいかといふことが問題になります。

女子能力の適否については、一般に力を用ひる作業よりも、根気を要する

連續的な細かい作業に適するといはれたり、兵器や弾丸、航空機部品工場等での経験からみても、小物の検査や仕上げ作業などでは、手先きの器用なことと、單純な反復作業に堪へ得るため、最も勝れてゐるといはれます。

即ちこれを工作機械作業についていへば、小型旋盤(六フィート以下)やターレット盤(小物)、フライス盤(京昆剪削)などの小型機械作業、錆物では中子や型込(ヨコロイ)作業などで、のほか電機工場における組立作業、捲線作業、真空管、電線被覆等の作業

或ひは飛行機・被服軍靴工場等における裁縫作業、落丁糸の仕附作業、その他各種工場における測量試験・分析等です。

これらも結局は、女子の手指が細かく働くとの、注意力を長時間にわたつて、平均的持続的に保ち得る特性が活用されるためであります。

かやうに女子の一般的特性は、重工業以外の事務部門にも適用され、銀行、會社、その他公務員等で傳票を整理したり、出納簿記・會計等を担当する簡単な書記的業

務ひは運輸交通部面における出札、改札車掌などの仕事も、これからは男子に代つて、女子が進出すべき職職であります。

また最近では、國民の文化的厚生施設の擴充が望まれ、この目的に副つて生活指導の尖兵として働く保健婦や營養士、保姆、寮母、教員なども、新たに重要性を加へて來ました。女性が人を扱ひ、世話を仕事に勝れた特性をもつてゐる點から、かやうな勤労部門へも、専門の技術を得た女性がどしどしへ進出すべきであります。

19

りはしないかといふ問題が残ります。

けれども男子と女子の能率は、それほど違るものではありません。現在、實際に女子を多數に使用してゐる重工業部では、女子全般の作業能率は、男子に比べて大體七〇%から八〇%であるといはれて来ますが、これも工場内の諸事情、受持作業の内容に応じて、多少の差別があり、或る種の作業では、一〇〇%の能率をあげて後に男子を凌駕してゐる場合も少くありません。

従つて私どもが特に注意せねばならないのは、男子に対する女子の能率が七〇一八〇%だといふことは、多くの場合、現在のやうに女子が男子と同一作業方法で、同一作業條件の下に就業してゐる時のことであつて、作業設備や作業方法、作業條件を女子にやり易く改めれば、從來の觀念をのり越えて、さらに廣汎な作業にも使用でき、しかも能率が上ることであります。

に辛抱強くやれる點にあります。その反面、握力や背筋力等一般筋力に乏しく、従つて力仕事に適さないとか、男子に比べて疲労し易く、病氣にもかかりやすいといふ第二の特質があります。即ち女性は、たゞ外見上、男子に比べて纖弱であるばかりでなく、罹病率も高く、一たん病氣にかかると、恢復も遅く、従つて男子に比べて罹病日数も長いのですが、こゝで何よりも重視されねばならないことは、女性が天賦の能力として「母」となる資質を備へてゐることです。

女性が持ふことの二つの特性—即ち體力的に纖弱なことと、「母」なる特性—に對する認識と擁護こそ、女性の勤労が國家民族の問題として特に重視される所以であります。

女性の勤労と人口・結婚問題との協調

戦争はその國の有する民族力の強弱

女子の作業には、次ぎの

やうな條件が肝要である

そして、これを實現するためには、一般に次ぎのやうな諸點に考慮を拂ふことが必要であります。

(一) 女子の作業から計畫その他の頭腦的要素を削減し、なるべく決った仕事を與へるやうに改めること。

(二) 女子の受持仕事を分析して、これを幾人かに割當て、各自の仕事は單純な反復作業に改めること。従つて女子はなるべく小物の多量生産または取扱に當ること。

(三) 女子には、なるべく専門化した單能機械をあてがひ、または機械の操作を單純化して仕事を簡単にすること。

(四) 治具、計測器、取付具の類を工夫して、仕事は各務に正確にさせること。

(五) 中間検査を頻繁、嚴重に行ふこと。

(六) 公平にして親切な指導員をつけること。

これまででは女子の使用を代用品視す

る傾向が強く、たゞ労力不足の急場に處

するための一時的な間に合せとして使

ふのだといふ認識の乏しい向がないで

はなかつたのですが、これは大いに改めて、これからは生産の協力者として適當な教育や保護を加へ、女子特

有の才能をもつて、生産に貢献させるやう誘導すべきです。

女性の特性を活用 擁護せねばならぬ

女子の能力は一般に创意、工夫、判断に乏しい反面に、根氣強く、従順であります。

即ち單調感などは、男子にとつては可成り苦痛で、能率減退の原因にもなります。

即ち單調感などは、男子にとつては可成り苦痛で、能率減退の原因にもなります。

女性が産業一大溝勢力として期待されれる極めて重要な特異性であります。

このやうに生産者としての女性の特徴は、單調な仕事をよく飽かずにはじめます。

従つて、これが實現するためには、一

般に次ぎのやうな諸點に考慮を拂ふことが必要であります。

(一) 女子の作業から計畫その他の頭腦的要素を削減し、なるべく決った仕事を與へるやうに改めること。

(二) 女子の受持仕事を分析して、これを幾人かに割當て、各自の仕事は單純な反復作業に改めること。従つて女子はなるべく小物の多量生産または取扱に當ること。

(三) 女子には、なるべく専門化した單能機械をあてがひ、または機械の操作を單純化して仕事を簡単にすること。

(四) 治具、計測器、取付具の類を工夫して、仕事は各務に正確にさせること。

(五) 中間検査を頻繁、嚴重に行ふこと。

(六) 公平にして親切な指導員をつけること。

これまででは女子の使用を代用品視す

る傾向が強く、たゞ労力不足の急場に處

母性としての重大な使命の遂行に、少しでもさしさはりになるやうなことがあつたとしたならば、その結果は直ぐにも、明日の日本の民族力、日本の戦力に莫大な影響を及ぼすことになりります。

即ち戦争によつて女性が勤労の職場に出ても、将来的にはとしての任務に差支へのないやうに、健康と人格とを勤労生活のうちに培育させるやうに、勤務管理を強力に推進してゆかねばなりません。

完全な勤務管理は女性の能率を最高度に發揚す

女子を新たに勤員して、女子労働の擴充を行ふ場合には、女子の心身の特性から作業の適應性を考究し、特に作業組織や行程管理等の分析を行ひ、どんな作業にどんな條件で就業させるのが一番好適であるかを十分考慮しなければなりません。

これまで、一般に女性が勤いてゐると、女性としてのなまみが失はれるとか、花嫁として相應しくないなどといはれ勝ちでしたが、女性は一生潤働く勤労者ではなく、結局は「母」としての義務を遂げねばならないのですから、かやうな非難をうけることのないやう、主婦たり母なるに相應しい教養もぶつかりと仕込んでやらねばなりません。

そしてこのためには、女性勤労奉公の精神を一層昇揚するともに、職場を人格練磨の道場とすること、日本の人たるに相應しい家事教養をさらに強化すること、この三つが一段と促進される必要があります。

結局、女性勤労者指導の任務は、質

困難な仕事でありますから、女子勤労の指導にあたるものは、事業主も、労指導者も、技術者も、醫師も、教師も、看護も、みな相携へて、力強く協力し合ふことが一番根本的な要件であります。

全女性は働く悦びを胸にして職場に進出せよ

さて、私どもは今、大東亜戦争の完勝をめざして、ひたすらに戦力増強のため、戦ひの生活をつづけてをります。

そこで女性は、この決戦を機会に、これまでの生活態度や生活の仕方を全而的に深く反省し、國家の要請を待つまでもなく、戦力増強のため總動起しないでなりません。國內にプラ

天壤とともに極りない皇運の下、「醜い一杯働き抜かねばなりません。けれども女性が働くのは、もはややうな間違つた考へを、身をもつて打破しなければなりません。

自分でだけの都合や、一時の流行にかられて働く女性の中には、仕事に対する責任感や研究心が乏しいため、ちよつとしたことからやめたり、他へ移りてしまつたりするものが少くありません。けれども女性が働くのは、もはや自分のためにするのではありません。

天壤とともに極りない皇運の下、「醜い一杯働き抜かねばなりません。

決戦下の女性は、舊來の觀念に逆らつ巡ることなく、勤勞報國の確乎たる自覺と決意をもつて、今こそ米英

輸入の勤労に總動起しなければなりません。

これまで女性は「働くことはなんと

間も、これまで男子がやつてゐた場合とは異つて、作業を女子向きに改めたり、複雑すぎる操作は單純化したり、重千錠の物の取扱は機械をつけるとか、或ひは一人で運ぶものは二人にするとか、さまざまの工夫が必要であります。

また作業服や椅子の高さ、道具の大きさ等はこれを改めたり、不自然な姿勢をする作業を改善したり、工作用の椅子や腰掛けを設けてやるとか、作業の轉換を行ふとかして、作業苦を軽減し、また女子にとつて危険を感じずる機械や器具、器具、粉塵に對しては、特に安全装置を完全にせねばなりません。

なほ女子を作業場に導入する際には、工場や作業に親しませてから行ふことが肝要です。即ち採用と同時に配置しないで、各人の性能に応じて配備するやう工夫したり、或ひは工具の類についても、一通りの觀念を養ひ、作業の基本的な知識を與へて置いてから現場に出した方がはるかに成績がよいものです。

女子が疲労し易いことは、さきにも述べたところですが、長時間の作業は絶対に慎しまねばなりません。戦時

下、時間の短縮を許さない場合でも、生産高の増大をはかるためには、先づ作業管理、行程管理、事務管理等を合理化し、組織化して労力を節約し、眞の能率増進を期待することが望ましいことです。

また女子の職場における能率は、厚生施設の整備、運送にまつところが少くあります。専用の休憩室、更衣室、食堂等を設け、その他日常生活必需品の配給施設を設けるとか、または日

の生活に運動や音楽等をとり入れて、士氣を高める等のこともぜひ必要です。

近頃、家庭を離れて働く女性が増加しておりますが、保護者のない若い女性に對しては、寄宿舎を建てて健康や教育の環境からしっかりと守つてやる途を講じ、また妊娠婦に對しては、婦科醫に産前産後や生児保育等の相談にあたらせ、薬物を補給したり、勤労條件を整備する等、特に手厚い保護が必要です。

戦時服装問答

去る六月四日の閣議で戦時衣生活簡素化実施要綱が決定されました。その趣旨はどういふところにあるか、先づそこからどうぞ……。

答 ご承知の通り、私どもはこの大東亜戦争を勝ち抜くために、あらゆる面で戦争生活の實践に適進してをりますが、衣生活においても、眞に決戦の日本國民に相應しい質質剛健で、しかも國民の士氣を昂揚し、常に有事即應の態勢を較へ得る最も活動的で保健的なものにする必要があります。

また資材の點からしましても、あらゆる物が戦力である總力戦の今日、出来るだけ衣料資材を節約して、それを

戦力増強に廻さねばなりません。このやうな點から申しましても衣生活の刷新が必要なわけです。

根本の心構へは

絶対に新調しないこと

問 實際、精神的にも、物質的にも戦争衣生活に徹底することが大切ですね。これを實行するには、具體的にどういふことになりますか。

答 一言で申せば、今後は絶対に新調しないことです。つまり手持の衣料をして、とにかくあるもので間に合せることがあります。或ひは適當に更生し、工夫して、とにかくあるもので間に合せることです。

若し、やむを得ず新調する場合に

は、男は國民服乙號、女は婦人標準服にし、學生徒の制服や各種の團體の團服なども出来るだけこれにし、長い袂はやめ、また冠婚葬祭の様式も出

来るだけ簡素にすることです。

このため政府では、反物や帶地の規格を改正し、また染色や配色なども健實で清楚なものにし、さらに衣類の更生活用にぜひとも必要な修繕用の資

材、例へば修繕用衣料、針、縫糸などを出来るだけ確保するやうに配意しております。

問 服飾美の觀念を叩き直すことが第一

問 すると、衣生活に對する私どもの考へ

方——つまり、これまで特に婦人に多かつたと思ひますが、衣服は一つの飾りである、どうしても美しくしなければならないといふ、さういふた服飾の觀念をこゝでガラリと變へて、改めて出直す必要がありますね。

答 さうです。だいたい日本婦人本來の美は、清楚で端正などころにあるのです。ところがこれまでの服装の美は、どちらかといへば本當の日本人としての美ではなく、たゞそのときの流行に動かされた歐米模倣の流行が多く、とかくまとことにならない狀態だつたのです。

この際、今までの流行觀念を拂拭し、時代おくれのものも進んで利用し、年輪により色々や、柄、模様を問はぬだけの躊躇が望ましいのです。

この服装美の方面から申しましても、眞に日本人に相應しい簡素剛健でしかも清潔なものでなければなりません。

問 国民服でどこへでも

問 ところで、國民服は甲乙兩號あります

が、今後は乙號一本槍でなくと決められたのは何故ですか。

答 それは、つまり資材と勞力の節

ん。従つて、かういふ意味での服装美は今後ともなければならないと思ひます。

しかし、これから衣生活は、美しいといふことは二の次ぎにして、先づ國家のいろいろな要請に應じられるものでなければなりません。従つて、この戰時下における衣服は、資材節約に役立つだけでなく、同時に活動的、保健的或ひは軍民衣服の共通、つまり、いざといふときには直ぐそのまま軍服にもなり、防空防災にも働けるといふやうなものでなければなりません。そこで今度、男子の國民服乙號や女子の標準服が強く取り上げられたわけです。

作るなら乙號を

問 それから現在持つてゐる甲號は、もう使へなくなるのではないかと心配してゐる人もあるやうですが……。

答 いや、それも全くの間違ひです。たゞ先程申しましたやうに、今後新調する場合は、乙號に限定したわけでありますし、また現在、背廣しか持つてゐない人は、何も慌てて國民服を新調するには及びません。現在のものをそ

のまま利用して戴ければ結構です。

それから、これは協議にかります
が、國民服でネクタイを結んでゐる人
す。ネクタイの要らないのが國民服の
特徴^{とくせい}の一つなのですから。

する——つまり大東亜戦争中、當分のうちに國民服の範囲を擴大するといふ理由からです。

問 この特例では、どういふ點が新たに國民服として認められたのですか。

たゞ注意しなければならないことは、國民服だけでなく、今後服装なんかはどうでもよいのだといふ考へ方です。國民衣生活は社會風潮に影響を及ぼすところが大きく、特に禮裝は、禮節の精神がうちに溢れ、舉措が謹嚴で

問　去る六月十六日に勅令で公布された國民服制式特例について伺ひたいのです。
答　が、先づ制定の理由を……。
　　今回の要綱にも茶褐色（國防色）以外の生地による國民服の仕立を認める
ことになつてゐますが、今後、國民服の活用も圖らな
く生地や、手持生地の活用も図らなければなりませんし、また一方、防寒服
の徹底の立場から、脚絆や長靴等を着用した場合も、國民服の制式
等を禮装の場合にも差支へないやうにし、さらにまた、これ

に分けて簡條書にしますと次ぎのやうになります。

常裝の場合

- 1、常分のうち國民服の上衣と袴の地質
(色と地は自由なこと。)
- 2、脚絆を用ひ得ること。
- 3、長靴または脚絆を用ひる場合に限り、
短袴を用ひ得ること。

機裝の場合

- 1、上衣、袴および外套の地質に黒色、
濃紺色および白色(白色は第2期時期または
地方に限ること)。
- 2、黒革長靴の着用範圍を擴大すること。
(以前はまたは着用のことを限定しないこと。)
- 3、黒色、濃紺色または茶褐色の脚絆を
用ひ得ること。

端正なのが日本民族古來の美風なので
すから、今回の特例についても、その
邊のけじめは、はつきりとせねばなり
ません。

宮中關係の場合は……

問　國民服乙號は、宮中關係は認められな
いやうに聞いてをりますが……。また
今回の制式特例と宮中關係はどういふ
ことになりますか。

答　お詫のやうにこれまで國民服は、
宮中關係では甲號禮裝だけ一定の場合
に着用を認められてをりましたが、今
回、國民服制式特例が公布された際に、
甲號禮裝も乙號禮裝（今回の制式特例に
よるものも勿論含みます）も、共に左記

た。但し上衣と袴とは共色であること、脚絆を用ひ得るのは防空警報發令時に限ります。

つて研究を重ねた結果、昨年の二月に次官會議で決つたものです。これは日本女性に本當に相應しく、しかも保健・衛生・活動的に考へてあります。

また退職衣類を活かして使ひ、用

やめて、一定の基本型をはづれない限り、各自の工夫と創意を働かせる餘地を作つてあるわけです。

三 行幸啓先における奉送迎
四 御名代または御差遣旗族に對する拜謁および奉送迎
五 勅使、御使の拜受および奉送迎
六 陵墓の正式參拜（陵廟祭に並列する場合を除く）
七 その他とくに着用を許可した場合

布はうんと簡約でき、そして飽くまで自分の手で縫ふ、といふことを本にして考案されたもので、甲型、乙型、活動衣の三つになつてゐます。

チ（鰐一尺）以内とし、帶は幅四寸四分以内、長さは七尺四寸程度で、その他なほ若干の基本がありますが、これ等の要件を具へる限り、色や柄模様等は別に一定しないで各自の創意を加へて應用型をつくつていただき、この邊に大いに日本婦人のたしなみをみせて貰ひたいといふわけです。最近、大日

問 ところで婦人標準服は、未だ一般に徹底されてゐないやうですが、この廢たんいたいの話を伺ひたいと思ひますか。

答 婦人標準服は、男子の國民服が制定された後をうけて、昭和十六年の三月一日より、東京府内に於ける公私各處に於ける婦人標準服の着用を義務づけられました。

日本女性美を發揮するのに相應しい戰時衣服として考案されてゐるのです。

本婦人服協會で全國からこの類いの
募集し、その中から優秀なものを選んで
展覽しましたが、いゝものはほどど
し賞及獎勵して着てもらひたいと思ひ
ます。

完璧の婦人標準服

25

てはどうかといふものがありますが、

答 標準服甲型を用布の點だけから、從來の洋服と直ちに比較されるのは適當ではありません。前にも申しましたやうに、標準服はなるべく退散和服の更生用で工夫してゆくといふ以前で、また新調の場合も、制限物資である毛織物を避け、和服で仕立てるのを原則としてゐます。そして標準服甲型は二丈四尺程度あれば十分ですから、退

職和服を利用する場合は勿論のこと、やむを得ず新調する場合でも十分間に合ふわけです。

なほ標準服は、從來の洋服と比べますと、裾は腰脛を蔽ふ程度となつてをりますから、用布は多少餘計に要るこになりますが、これは容儀の點保

健衛的な點からさうしたのです。』

短い袂で颯爽と

問 和服の仕立ては、男女とも短い袂になる

やうですが、今後は長い袂は絶対に作

れないでせうか。

答 それは作れるとか作れないとかの問題ではありません。この戦争に是が非でも勝ち抜くためには、私どもの衣生活も出来るだけ無駄な裝飾的部

は大いに改めなければなりません。今度の簡素化要綱の狙ひも、衣料資材の節約といふ點に重點の一つかあるのです。

今度の規格によりますと、長い袂は大體作れないやうになつてゐますが、それでも無理をすれば或ひは作れるかも知れません。しかし、無理までして作る人はゐないと確信してゐます。』

問 いよいよ酷暑に向ひますが、半袖半袴の難行や、上衣なし運動は大いにやらなければならぬと思ひますが……。

答 大いに結構と存じます。國民服令

によりましても、暑熱の時期や暑熱の地

方では、半袖半袴にすることが出来る

やうになつてをりますが、今年は大いに奨励してゆきたいと思つてゐます。』

また去る六月三日の次官會議でも、官廳員は夏間中は上衣を着用しなくて支障がないことになり、更に七月一日の次官會議で一般に半袖、半袴でも差支へないことになりましたから、皆さ

んも大いに實踐して戴きたいと思ひます。たゞ前にも申したやうに、どんな場合にも禮節を素りにしてよいといふ意味ではないのですから、この點で注意下さい。

問 學生生徒の制服や各種團體の團服等は、どんなんふうになりますか。

答 男子學生生徒の制服の新規仕立ては、なるべく婦人標準服によるといふ

ことになつてゐますが、學童服は原則として制服を限定しないで、何でもいいといふことになつてゐます。

また各種團體も今後新たに團服を制定することは避け、國民服または平常服を活用するやうにし、なほ既に制服の定めのある場合でも、特に支障のない限り正規以外の服装の着用を認められる——このやうに、これまで新革業生が背広を新調するのに苦心したり、同一人が數種類の團體服を持つてゐなければならなかつたりする無駄を大いに省くことにしました。

要は形よりも精神

問 冠婚葬祭の儀式の簡素化は、特に大都

会等ではまだ／＼考慮しなければならぬ點が大いにあります、中央で何か決められたる章例はありませんか。

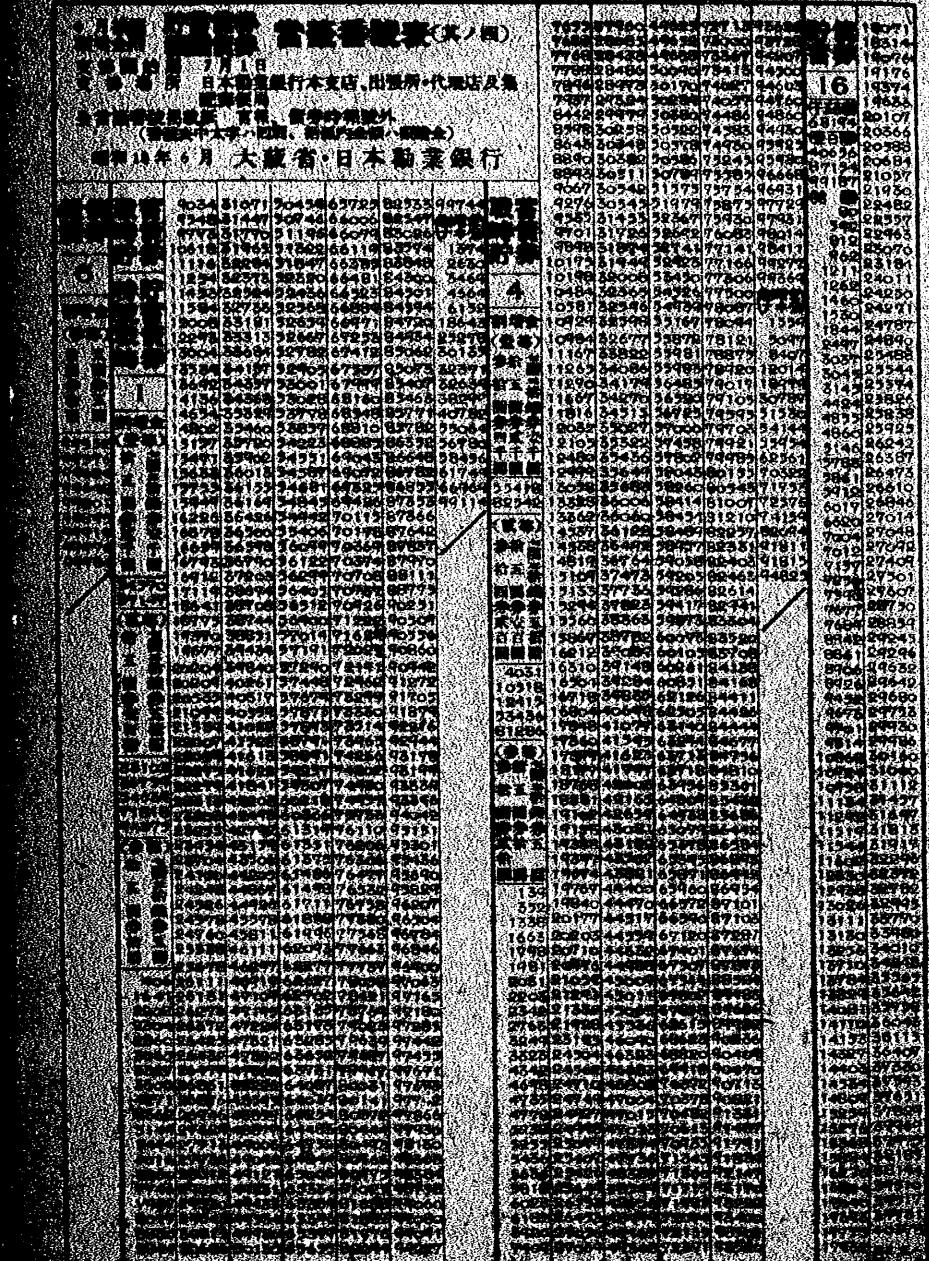
答 先程申しました次官會議で、官廳員は官中に關する場合や、法令に特令の定めのある場合を除いて、公私一切

の儀禮では、衣服に關する制限を撤廃し、更に一般に冠婚葬祭は平常服でもよいことなりました。

結婚の様式の問題ですが、これは地方的に違ひますし、また都會と農村では大いに違ひますから、これを中央で一括して決めるのはなかなか困難でありますが、しかし、モーニングや裾模様がなければ結婚式場に出られないやうな氣分を一掃するやうな國民運動を起すと共に、全國的な規準となるやうに、誰にでも出来る簡素な様式を速かに決定したいと思つてゐます。

問 それでは最後に、どんな心構へで實践してゆけばよいかについて……。

答 衣生活だけでなく、この際、國民生活はすべて戰爭生活に切り換へなければなりませんが、特に衣生活には、すべき部分が甚だ多く残されてゐると思ひます。ご承知のやうに、本年度はさらく二百七十億財蓄を突破しなければなりませんが、私どもの家計の點か



露光量違いにより重複撮影

六月抽獎貯蓄債券當籤番號表(其ノ四)
 朝日金附 載國債券
 支拂開始期 7月1日
 支拂場所 日本勸業銀行本支店、出張所・代理店及集
 配郵便局
 全當籤番號掲載紙 一百種、債券時報號外
 (番號表中太字大括弧、括頭內金額小括弧)
 昭和18年6月 大藏省・日本勸業銀行

海 の 風

安藤一郎作詞
平井保喜作曲

明快に【♩ = 104】

A musical score for 'Yasashisa no Koto' featuring ten staves of music. The first staff begins with a forte dynamic (f) and includes lyrics: や さ と し ま ね て の く う な ん。 Measures 1 through 10 are shown, each ending with a vertical bar line. The music consists of eighth and sixteenth note patterns primarily in common time.

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

、 民族問題の
あ、 本邦の民族問題
あ、 波蘭の民族問題
あ、 大亞洲の民族問題
あ、 南四國の民族問題
あ、 旗萬萬の民族問題
あ、 朝鮮の民族問題
あ、 中国の民族問題

そは、國原の意も、二十年前より放談を續いてゐる。この決戦を前に、敵を衝撃する民族的光りを發してゐる。幾えて幾處に、その力が發揮されるべきだ。

よに大抱き堅く戦の度が應新した

Digitized by srujanika@gmail.com

露光量違いにより重複撮影

輯編局報情

中國報

七十月四十日號

眞現する大東亞の共榮

上海共同租界の還付 日泰關係の緊密化 起ち上るインド 最近の重慶事情

日米銃後戦力の決戦 地方行政刷新強化問答 陸軍特別操縦見習士官の手引

352 號

週報は民翼の道しるべ

(本書の大きさは国定規格[A5]等)